

# 東日本大震災に関する要望書

平成23年8月17日

北海道東北地方知事会



## 北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 佐 藤 雄 平

新潟県知事 泉 田 裕 彦



## 東日本大震災に関する要請

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な人的、物的被害をもたらし、この震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所事故により放射性物質の放出による健康被害の不安、農林水産物の汚染、さらには様々な分野における風評被害が重なるなど、国民生活はもとより日本の産業・経済にも深刻な影響を及ぼしています。

北海道東北地方知事会としては、震災発生から一ヶ月を経過した4月11日に北海道東北地域が心をつなげて復興に向けた努力を積み重ねていくことを宣言した「東日本大震災からの復興に向けたアピール」を採択するとともに、政府・与党に対し、避難されている方々の生活支援などの応急対策をはじめ、復旧・復興に向けた強力な対策について要請を行いました。

震災から5か月が経過した今なお、未だ多くの方々が避難所などでの困難な生活を余儀なくされ、震災による深刻な影響が広く全国に及んでいる現状をしっかりと受け止め、被災者の生活の再建をはじめ、被災したインフラなどの復旧、将来を見据えた復興に向け、国を挙げ全力で取り組んでいただかなければ日本の再生はありません。

私たち北海道東北地方知事会は、引き続き緊密な連携・協力の下、この未曾有の災害からの再生に向け、最大限の努力を重ねていく所存でありますので、国においても震災からの北海道東北地域全体の復旧・復興や原子力対策などについて、総力を結集して取り組んでいただくよう、強く要請するものです。



# 【重点項目目次】

- I 被災者生活再建支援、震災からの復旧・復興対策
  - 1 農林水産業への支援 3
    - (1) 水産業の再建・再開に向けた漁業・養殖業等への支援 3
    - (2) 農業・農村の復旧・復興に向けた支援 3
    - (3) 製材工場等の復旧・木材流通への支援 4
  - 2 被災者受入等に係る雇用関連交付金の追加交付・継続実施 4
  - 3 鉄道等公共交通の早期復旧 4
  - 4 保健医療・福祉提供体制の早期復旧・復興 5
  - 5 復興まちづくり推進のための制度拡充 5
  - 6 復旧・復興事業に対する財政措置 5
    - (1) 円滑な復旧・復興対策のための措置 6
    - (2) 地方財政措置の拡充 6
    - (3) 財源の確保 6
  - 7 全国の自治体からの職員派遣などによる行政機能支援 6
- II 東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害対策
  - 1 速やかな事態の収束 7
  - 2 安全・安心の確保 7
  - 3 損害賠償及び被災対策経費の国負担 8
- III 震災を教訓とした防災体制の再構築
  - 1 地震活動の長期評価と防災計画の早急な見直し 9
  - 2 総合的な防災まちづくりに対する支援 9
  - 3 電力不足に対する緊急的かつ抜本的な対策 10
  - 4 広域的にバランスの取れた公共インフラ整備・機能強化 10





## I 被災者生活再建支援、震災からの復旧・復興対策

### 1 農林水産業への支援

#### (1) 水産業の再建・再開に向けた漁業・養殖業等への支援

##### ① 漁業と流通・加工業の一体的な再建

大津波により、漁船、漁港、養殖施設、流通、加工施設等が壊滅的な状態となるなど甚大な被害を受け、水産業を基幹とする沿岸地域の産業及び生活基盤が失われたことから、水産業の両輪である漁業と流通・加工業の一体的な再建に向け、国が総力を挙げて取り組むこと

##### ② 漁業者等の生活補償等

生活手段を失った漁業者等に対し、雇用の場が確保されるまでの間の所得補償や緊急雇用制度を拡充するとともに、水産加工業者に対し、事業再開のための資金・補助制度を充実すること

##### ③ 漁業・養殖業の円滑な再開

漁業や養殖業を営む生産者の指導母体としての漁協機能を早期に回復するための補助事業を充実するとともに、新たな共同利用施設の整備について全面的に支援すること

また、乾海苔製造装置等の陸上養殖関連個人施設を対象とするなど補助事業を拡充すること

##### ④ 水産基盤施設等の復旧・復興

水産業の早急な復旧・復興に向けて、漁港等の水産基盤施設の整備に対する全面的な支援と財政措置を講じること

#### (2) 農業・農村の復旧・復興に向けた支援

被災地域の農業・農村の復興に向けて、地域特性を生かした農業の展開に必要な施設用地の造成や機械・施設等の整備、災害復旧と併せて行うほ場の整備等に対する全面的な支援と財政措置を講じること

また、畜産経営の再建を支援するため、燃料や飼料不足に伴う生乳の廃棄、家畜の死亡に対する損失補てん対策を遡及して実施すること

さらに、国の1次補正で措置された被災農家経営再開支援事業については、被災農地が想定面積よりも大きかったことから、今年度事業費の拡大を図るとともに、被災農家が営農再開出来るまで事業を継続すること

### **(3) 製材工場等の復旧・木材流通への支援**

木材の大口需要者である合板工場や製材工場等の壊滅的な被害に伴い、木材流通の停滞など、林業全体が大きな影響を受けていることから、これら工場の完全復旧に向けて、支援規模の拡大や既着手事案への支援などの措置を拡充した上で、継続して講じること

また、木材流通対策の対象に製紙用材やチップを加えること

## **2 被災者受入れ等に係る雇用関連交付金の追加交付・継続実施**

被災者の生活を再建し、全国の自治体において被災者の受入れ等を促進するため、被災県及び被災者の受入道県における雇用関連交付金の追加交付を行うこと

また、内定取消等となった新規学卒者や解雇者等に対する雇用の場を確保するための追加交付を行うこと

加えて、平成24年度以降も継続実施すること

## **3 鉄道等公共交通の早期復旧**

第三セクター鉄道線の早期復旧に向けて、国庫補助率の大幅な引上げ又は新たな支援制度の創設、地方負担に係る地方債の発行及び

その元利償還費に対する交付税措置とともに、会社維持のための補てん制度の創設や地方負担に対する交付税措置などを講じること

また、JR線についても、復旧に向けた各種支援を行うこと

さらに、被災地域内を運行するバスの維持運営経費やバス事業者の被災施設・車両の復旧経費について、新たな支援制度の創設などの財政措置を講じること

加えて、離島航路についても、航路の支障物除去や船舶の修繕、旅客ターミナルの再建などの復旧経費や今後の航路維持経費について、既存の国庫補助制度の拡充や新たな支援制度の創設などの措置を講じること

#### **4 保健医療・福祉提供体制の早期復旧・復興**

医療施設や社会福祉施設、保健衛生施設等の迅速な災害復旧支援と耐震化の促進、災害復旧に対する国庫支出金交付率の更なる嵩上げ、交付対象の拡大など全面的な支援と財政措置を講じること

また、津波被害に伴う施設の撤去及び移転等については、被災地の実情に応じた弾力的な運用を図ること

#### **5 復興まちづくり推進のための制度拡充**

復興まちづくり推進に向け、住宅などを失った方々の生活再建を円滑に実現できるよう、被災市街地復興土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等の大幅な拡充や新たな制度の創設など、全面的な支援と財政措置を講じること

#### **6 復旧・復興事業に対する財政措置**

今回のような未曾有の大災害に際しては、個々の自治体が対応できる範囲を超えていることから、被災自治体が実施する復旧・復興のための事業（ハード・ソフト）はもとより、被災地以外の自治体が発行する被災者受入れの支援、被災した市町村非常勤職員の公務災害補償等の他、様々な復旧・復興支援に要する経費についても、適切かつ十分な財政措置を講じること

### (1) 円滑な復旧・復興対策のための措置

被災自治体が円滑な復旧・復興対策に取り組むことができるよう、引き続き地方交付税の繰上交付や、本格的な復旧・復興予算を盛り込んだ早期の補正予算編成等の措置を講じること

### (2) 地方財政措置の拡充

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が施行されたところであるが、今回の大震災からの復旧・復興等に要する経費が膨大となっていることを踏まえ、次のとおり地方財政措置の拡充を行うこと

- ① 各種事業に係る国庫補助・負担率のより一層の引上げや対象範囲の拡大、各府省の枠を超えた一括交付金の交付
- ② 地方負担に係る特別の地方債の発行及びその元利償還費に対する交付税措置の充実
- ③ 災害に起因した地方税減収に伴う地方交付税の増額
- ④ 特別立法による復旧・復興に要する地方交付税財源の別枠確保
- ⑤ 減収補てん債の対象税目の緩和
- ⑥ きめ細かな復興支援事業に資する復興基金を創設する際の出えんや無利子貸付に対する措置

また、一括交付金は、被災自治体の裁量を柔軟に活用できるものとし、補助率を引き上げた上で一元化、事務手続の簡素化を図ること

なお、地方財政措置の拡充に当たっては、国と地方の協議の場を十分に活用するなどして地方の意見が適切に反映されるよう配慮すること

### (3) 財源の確保

復旧・復興に当たって不足する財源は、国の責任において復興債を発行し、日銀がその役割を十分果たす中で資金調達するとい

ったあらゆる可能性を検討し対処すること

## 7 全国の自治体からの職員派遣などによる行政機能支援

庁舎の損壊や消失、職員の被災、原子力発電所事故避難指示等による役場の移転、さらには、災害復旧業務の増大等により、行政機能の維持に支障が生じている被災県及び市町村に対して、引き続き、全国の自治体からの職員派遣などの人的支援体制を講じるとともに、当該派遣職員の安全を確保すること

また、派遣等の人的支援に係る経費については、派遣元自治体の負担分も含めて、全面的な財政措置を講じること

また、支所も含めた庁舎、業務に必要な物品や備品等の整備に対して、県も含めて国庫補助の対象とするなど支援措置を講じること

## II 東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害対策

### 1 速やかな事態の収束

今なお被害が拡大する今回の原子力災害について、国の責任において一刻も早く事態の収束を図ること

併せて、事故の情報とその検証結果を速やかに透明性高く公表すること

### 2 安全・安心の確保

原子力災害の影響は、広範囲に及んでいることから、国民の安全・安心の確保を図るため、国の責任において、福島県内はもとより他の自治体においても、環境放射線モニタリング及び食品等の放射性物質検査・監視体制を整備・強化し、その測定結果・評価結果を国内外へ速やかに公表するとともに、福島第一原発を中心にした緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）の予測範囲を福島県隣県まで拡大し、定期的な情報提供、さらには原子力災害、放射性物質による汚染、健康影響に関する全ての情報を

速やかに公開すること

また、児童生徒等が学校等において受ける線量の具体的低減策など、住民が受ける年間積算線量低減のための対策指針を早急に策定するとともに、福島県と同等の放射性物質による汚染が認められる地域住民の健康調査を国の責任において実施し、加えて、それらの地域において原子力災害から子どもをはじめとする住民の健康を確保する事業等を中長期的に実施するための健康基金（仮称）を創設すること

さらに、汚染された農林水産物の廃棄と土壌等からの放射性物質除去についても国の責任において万全の対応を実施するとともに、国内外の英知を結集し、様々な知見に耳を傾け、農林水産物等に対する放射性物質の濃度に関する規制値が、国際的に信用されるよう、現在の暫定規制値を可能な限り早急に見直し、国民の誤解を招くことのないよう適切で正確な情報発信を積極的に行うこと

なお、肥料・土壌改良資材・培土の暫定許容値が設定される中、肥料等の安全性を確保するため、製造業者に対して放射性セシウムの検査等を義務付けるとともに、流通に当たっては、その結果等を証明する書類を添付させるなど、国の責任において、安全な肥料等の流通に万全を期すこと

また、放射性物質に汚染された災害廃棄物や浄水発生土、下水汚泥、側溝土砂等の処理については、取扱いの基準や再資源化に関する安全基準の明確化を図り、焼却施設や最終処分場周辺の住民をはじめとした国民の理解を得るための説明責任を果たすとともに、一時保管場所あるいは最終処分の場所を確保すること

### 3 損害賠償及び被災対策経費の国負担

原子力災害に伴い、水道水や農産物・畜産物・水産物等の摂取制限、出荷制限、作付制限による損害、さらには農林水産業や食品加工業をはじめとした製造業全般、観光業、貿易産業、リサイクル産業等における風評被害を含む営業損害、精神的損害、従業員の就業

不能等に伴う損害など、広範な分野・領域で長期にわたる損害が生じている。こうした損害の範囲を幅広くとらえ、実態に見合った迅速かつ十分な賠償等を、特別法の制定等を視野に入れながら、国が全責任を持って最後まで確実に行うとともに、仮払いを含む賠償等の時期や対象等を明確にした工程を示すこと

また、校庭・園庭等の放射線量の低減や校舎・園舎の環境改善等に要する経費、国の要請により、又は地方自治体が独自に実施する放射性物質検査やその他放射線対策のために要する経費及び損害賠償手続を進める各県の損害賠償対策協議会等の活動に要する経費（弁護士等費用を含む）について、既に対応した経費も含め、全額国負担となる財政措置を講じること

さらに、原子力災害に伴う申告・納付等の期限の延長の長期化等による地方税の減収などに対して、その全額が補てんされるよう財源措置を講じること

### Ⅲ 震災を教訓とした防災体制の再構築

#### 1 地震活動の長期評価と防災計画の早急な見直し

政府の地震調査委員会が行う「地震活動の長期評価」の日本海東縁部を含めた見直しと、大震災の被害状況等の適切な分析評価に基づく津波対策等の防災計画の見直しを早急に実施すること

#### 2 総合的な防災まちづくりに対する支援

甚大で広範囲な津波被害を踏まえた防潮堤等の防災施設や避難路等のハード整備及び迅速な避難を可能にするソフト施策を組み合わせた総合的なまちづくりに対し、全面的な支援と財政措置を講じること

また、災害発生時の通信を確保するため、市町村防災行政無線の導入・更新等に対する財政措置を拡充すること

### 3 電力不足に対する緊急的かつ抜本的な対策

今回の大震災により東日本の広範囲において電力の供給力が不足しており、住民の生活不安の増大や産業拠点の移転による空洞化など今後の社会経済活動に深刻な影響が生じつつある。

このため、住民生活や企業活動に必要な電力を確保できるよう、休廃止している発電所の復旧・立ち上げや緊急設置電源の新設、現在計画が進んでいながら着工にいたっていない発電所の建設を進めるとともに、風力、太陽光、地熱などの新・再生可能エネルギーの導入や既存のダム建設計画と一体となった水力発電所の整備を促進すること

以上の電力確保については、国が達成までの道筋を示し、強力な支援策を講じるなどの主導的な役割を果たすこと

### 4 広域的にバランスの取れた公共インフラ整備・機能強化

今回の大震災においては、北海道や日本海側の港湾が、甚大な被害を受けた太平洋側の港湾の代替機能を担い、復興支援や東北地方の生活・経済活動の維持のために重要な役割を果たしている。

この状況を踏まえ、人の往来やモノの流通にとって重要な機能を担う空港、港湾、高速道路及び鉄道については、被災地の復興のみならず、国として公共インフラの代替・補完体制の確保が極めて重要であるとの観点に立ち、北海道・東北地域の持続的な発展に向けて、太平洋側と日本海側など各地域が相互に補完し合う広域的にバランスの取れた整備と機能強化を早急に推進すること







# 【 全 項 目 目 次 】

I	被災者生活再建支援、震災からの復旧・復興対策	17
第1	被災者の生活再建に向けた総合的支援	17
1	住宅確保のための支援	17
2	被災者生活再建支援の特例的基金の創設	17
3	災害救助法の弾力的な運用	17
4	原子力災害を考慮した義援金の配分	18
5	身元不明者の遺骨・遺品の保管経費等に対する補助制度の創設	18
第2	復旧対策	18
1	文教環境の復旧	18
(1)	被災した児童生徒等に対する中・長期的な支援	18
(2)	教職員定数の弾力化	19
(3)	教職員住宅等への支援	19
(4)	私立学校に対する支援	19
(5)	埋蔵文化財調査の弾力的な運用	19
2	農林水産業への支援	19
(1)	水産業の再建・再開に向けた漁業・養殖業等への支援	19
(2)	農業・農村の復旧・復興に向けた支援	20
(3)	製材工場等の復旧・木材流通への支援	21
(4)	既着手事業に対する遡及支援	21
(5)	共同利用施設災害復旧事業の算定見直し	21
(6)	東日本大震災農業生産対策交付金事業の見直し及び事業の継続	21
(7)	被災農林漁業者等の二重債務問題の解消	21
3	商工業、観光関連産業等への支援	22
(1)	産業施設の早期復旧・事業継続支援	22
(2)	中小企業への金融支援	22
(3)	総合的な地域経済の復興支援	23
4	緊急雇用対策	23
(1)	被災者受入れ等に係る雇用関連交付金の追加交付・継続実施	23
(2)	雇用調整助成金及び雇用保険の拡充	23
(3)	被災者雇用開発助成金等の受給要件緩和	24
(4)	施設と人件費に対するパッケージ型補助制度の創設	24
(5)	職業訓練・能力開発における給付金等の充実	24

(6) 被災した新規高卒者雇用に対する助成金制度の創設	25
5 早期復旧・復興のための支援	25
(1) 復興特区の創設	25
(2) 公共土木施設等の早期復旧	25
(3) 鉄道等公共交通の早期復旧	26
(4) 防災施設の設計基準等の策定	26
(5) 保健医療・福祉提供体制の早期復旧・復興	26
(6) 文教施設等の早期復旧	27
(7) 港湾機能施設の早期復旧	27
(8) 港湾関連企業の復旧支援	27
(9) 水道施設等の早期復旧	28
(10) 下水道施設等の早期復旧	28
(11) 農地・農業用施設等の早期復旧	28
(12) 地方卸売市場の早期復旧	28
(13) 災害復旧等に要する建設資材の安定供給	28
(14) 放射線監視施設等の早期復旧	29
(15) 復興まちづくり推進のための制度拡充	29
(16) 災害復旧事業の弾力的運用	29
(17) 被災宅地復旧に対する支援の拡充	29
6 災害廃棄物の処理	29
(1) 災害廃棄物処理に対する国の全面的支援	29
(2) 放射性物質汚染廃棄物等の処理体制の整備	30
第3 復旧・復興事業に対する財政措置	31
1 円滑な復旧・復興対策のための措置	31
2 地方財政措置の拡充	31
3 財源の確保	32
第4 全国の自治体からの職員派遣などによる行政機能支援	32
第5 特別法等の早期提出と成立	32

---

## Ⅱ 東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害対策 ——33

第1 速やかな事態の収束	33
第2 災害対策を一元的に所管する組織の設置	33
第3 特別法の制定等による大胆かつ柔軟な対応	33

1	避難先等の確保、避難者受入自治体の支援	33
2	計画的避難区域等における活動・生活支援	33
3	避難先における生活再建支援	34
4	避難区域における自治体機能の復旧支援	34
5	風評被害の防止	34
6	安全・安心の確保	35
7	牛肉の安全確保対策と畜産農家等への対応	36
8	損害賠償及び被災対策経費の国負担	36
9	被災者の生活再建支援	37

---

### Ⅲ 震災を教訓とした防災体制の再構築 38

---

第1	災害対策の強化	38
1	地震活動の長期評価と防災計画の早急な見直し	38
2	総合的な防災まちづくりに対する支援	38
3	防災施設の設計基準等の策定《I第2-5(4)再掲》	38
4	燃料の備蓄供給拠点に対する財政措置の拡充	38
5	燃料備蓄・供給機能の補完体制の整備	38
6	消防救急無線デジタル化の移行期限延長と財政措置	39
7	避難所の防災機能強化に対する財政措置	39
8	迅速に政府備蓄米を供給する仕組みの構築	39
第2	電力供給の安定化	39
1	やむを得ず計画停電を行う場合の住民生活等への配慮	39
2	電力不足に対する緊急的かつ抜本的な対策	40
第3	災害に強い社会資本の整備推進	40
1	広域的にバランスの取れた公共インフラ整備・機能強化	40
2	災害に強い道路ネットワークの整備推進	40
3	幹線鉄道等相互補完のための機能強化の推進	41
4	耐震性の強化促進	41
	(1) 物流拠点としての空港・港湾	41
	(2) 文教・社会教育施設等	42
	(3) 社会福祉施設等	42
	(4) 避難所等公的施設	42

（５）水道施設及び工業用水道施設	42
（６）民間住宅	42
5 災害に強い医療・福祉施設の整備、流通備蓄拠点の連携等	-----42
6 災害時における情報通信の確保	-----43

# I 被災者生活再建支援、震災からの復旧・復興対策

## 第1 被災者の生活再建に向けた総合的支援

### 1 住宅確保のための支援

避難所で生活している方々が一刻も早く、安心して生活できるよう、被災地及び被災者の受入れ自治体において、応急仮設住宅の建設に必要な資材等の円滑な調達などを支援するとともに、公営・民間住宅等の借り上げ方式も活用すること

併せて、災害公営住宅の整備に対する補助率の引き上げや地方負担に係る全額交付税措置、被災した住宅の修繕や再建に対する手厚い支援措置等を講じること

### 2 被災者生活再建支援の特例的基金の創設

今回のような未曾有の大災害にも対応できるよう、現行の被災者生活再建支援基金とは別に、特別法を制定し、全額国庫負担において、地方に新たな基金を創設すること

この新基金創設に当たっては、被災地以外における再建を含めて、支援対象を発災時に被災地に居住し、被災した世帯とし、被災者の生活全般をどのように再建していくのかという視点に立ち、地域の実情に応じて主体的な支援を行うことが可能な制度とすること

### 3 災害救助法の弾力的な運用

次の経費について災害救助法の対象とすること

- ① 被災地からの要請に基づかない救援物資の輸送、保管及び職員  
の派遣に要する経費
- ② 浄化槽の維持管理費など応急仮設住宅の維持管理経費
- ③ 応急仮設住宅団地内の生活環境整備に要する経費
- ④ 避難所と医療機関や生活物資調達拠点を結ぶ無料バス等の輸送  
経費

⑤ 上記活動に係る事務費

また、次の項目について災害救助法の対象とするよう弾力的運用を図るほか、必要に応じて特別法を制定すること

- ① 避難生活の長期化による度重なる避難場所の移転やこれに伴う生活物資の支給・貸与など避難生活やその後の応急仮設住宅等での生活に支障が生じないようにすること
- ② 救助の期間制限の緩和
- ③ 仮設住宅に入居せず別途住宅を確保する場合の仮設住宅建設費相当額の支援
- ④ 原子力発電所の事故による放射能被害から自主的に避難した避難者に対する応急仮設住宅等借上げに要する経費の支援

4 原子力災害を考慮した義援金の配分

義援金の配分については、原子力災害による影響が長期に渡ることを考慮すること

5 身元不明者の遺骨・遺品の保管経費等に対する補助制度の創設

被災による身元不明者の遺骨・遺品の保管、納骨堂・慰霊碑の設置・管理及び墓地の復旧に要する経費に対する新たな国庫支出金交付制度を創設すること

第2 復旧対策

1 文教環境の復旧

(1) 被災した児童生徒等に対する中・長期的な支援

被災した児童生徒等に対して、心を支えるためのスクールカウンセラー派遣、通学手段の確保、給付型奨学金制度の創設、教科書・教材の支給及び給食費援助の拡充等の学業・生活支援等中・長期的な措置を講じること



## **(2) 教職員定数の弾力化**

被災県及び被災児童生徒を受け入れる自治体において、児童生徒数の激変に対する教職員定数を弾力化するとともに、学校現場の正常化や受入児童生徒に係る教育環境整備に向けて、中・長期的に教職員の必要な加配及び財政措置を講じること

## **(3) 教職員住宅等への支援**

被災地及び被災地周辺地域における教職員用の住宅等改修費用に対する財政措置を講じること

## **(4) 私立学校に対する支援**

災害復旧事業について、津波浸水地域においては原形復旧以外にも補助対象として認めるとともに、復旧に長時間を要し、休校せざるを得ない場合や一時的と考えられる生徒数の減少がある場合等に、教職員人件費や借入金等の固定費用に対する支援措置を講じること

## **(5) 埋蔵文化財調査の弾力的な運用**

迅速な復興のため、発掘調査専門職員の派遣に要する費用に対する財政措置を講じるとともに、国庫支出金交付対象範囲の拡大と交付率の嵩上げ措置を講じること

## **2 農林水産業への支援**

### **(1) 水産業の再建・再開に向けた漁業・養殖業等への支援**

#### **① 漁業と流通・加工業の一体的な再建**

大津波により、漁船、漁港、養殖施設、流通、加工施設等が壊滅的な状態となるなど甚大な被害を受け、水産業を基幹とする沿岸地域の産業及び生活基盤が失われたことから、水産業の

両輪である漁業と流通・加工業の一体的な再建に向け、国が総力を挙げて取り組むこと

**② 漁業者等の生活補償等**

生活手段を失った漁業者等に対し、雇用の場が確保されるまでの間の所得補償や緊急雇用制度を拡充するとともに、水産加工業者に対し、事業再開のための資金・補助制度を充実すること

**③ 漁業・養殖業の円滑な再開**

漁業や養殖業を営む生産者の指導母体としての漁協機能を早期に回復するための補助事業を充実するとともに、新たな共同利用施設の整備について全面的に支援すること

また、乾海苔製造装置等の陸上養殖関連個人施設を対象とするなど補助事業を拡充すること

**④ 水産基盤施設等の復旧・復興**

水産業の早急な復旧・復興に向けて、漁港等の水産基盤施設の整備に対する全面的な支援と財政措置を講じること

**(2) 農業・農村の復旧・復興に向けた支援**

被災地域の農業・農村の復興に向けて、地域特性を生かした農業の展開に必要な施設用地の造成や機械・施設等の整備、災害復旧と併せて行うほ場の整備等に対する全面的な支援と財政措置を講じること

また、畜産経営の再建を支援するため、燃料や飼料不足に伴う生乳の廃棄、家畜の死亡に対する損失補てん対策を遡及して実施すること

さらに、国の1次補正で措置された被災農家経営再開支援事業については、被災農地が想定面積よりも大きかったことから、今年度事業費の拡大を図るとともに、被災農家が営農再開出来るま

で事業を継続すること

### **(3) 製材工場等の復旧・木材流通への支援**

木材の大口需要者である合板工場や製材工場等の壊滅的な被害に伴い、木材流通の停滞など、林業全体が大きな影響を受けていることから、これら工場の完全復旧に向けて、支援規模の拡大や既着手事案への支援などの措置を拡充した上で、継続して講じること

また、木材流通対策の対象に製紙用材やチップを加えること

### **(4) 既着手事業に対する遡及支援**

農林漁業者等が早期の生産再開のために、既に着手した各種事業に対し、遡及して支援すること

### **(5) 共同利用施設災害復旧事業の算定見直し**

農林水産業共同利用施設災害復旧事業は、施設の経過年数をもとに補助金が算定され、実際の復旧所要額と大きな乖離が生じる場合があることから、経過年数にかかわらず再取得費をもとに算定すること

### **(6) 東日本大震災農業生産対策交付金事業の見直し及び事業の継続**

地域の営農条件や被災状況に応じた復興の担い手が事業主体となり得るよう、東日本大震災農業生産対策交付金を、より柔軟な採択要件に改めるとともに、農林水産業共同利用施設災害復旧費と同等の交付率に見直すこと

また、同事業を地域の再生が見込めるまで継続実施すること

### **(7) 被災農林漁業者等の二重債務問題の解消**

今般の大震災により生産基盤を喪失した農林漁業者等は、既往債務の償還が困難な上に、生産再開の資金が必要であり、いわゆる「二重債務」問題が生じていることから、既往債務について、

元利償還や保証料の免除、利子支払の一時猶予、償還期限の延長など、被災農林漁業者等の負担軽減のための特段の措置を講じること

### 3 商工業、観光関連産業等への支援

#### (1) 産業施設の早期復旧・事業継続支援

被災した工場や商店、旅館・ホテル等の産業施設（事業協同組合等の施設を含む。）の早期復旧と事業者の事業継続のための支援制度の拡充等に加え、大型補助制度の創設などハード・ソフト両面にわたる総合的な支援措置を講じること

#### (2) 中小企業への金融支援

被災した中小企業は、返済や新たな借入れが困難となるいわゆる二重債務が問題とされ、再建に大きな障害となっていることから、負担軽減のための特段の措置を講じること

また、地元金融機関への資金支援など地域金融機能を確保するための総合的な金融支援措置を講じること

##### ① 東日本大震災復興緊急補償の拡充

償還期間を20年、保険料率を引き下げ・全額免除とするほか、自治体が同保証を活用した利子補給制度を設けた場合には、その財源措置を講じること

また、保証が利用できる期間を3年以上確保し、併せて、填補率を100%に引き上げるなど、信用保証協会の経営基盤の安定・強化にも配慮すること

##### ② 東日本大震災復興特別貸付の要件緩和

貸付条件を無担保・無保証人とし、償還期間は30年などの超長期とすること

③ 風評被害等の影響を受けた中小企業者に対する支援

「東日本大震災復興緊急保証」・「東日本大震災復興特別貸付」の保証・融資条件は間接被害者同様とすること

④ 特別利子補給制度の拡充

対象者を半壊以上の者に拡充し、補給期間も貸付後5年以上とすること

(3) 総合的な地域経済の復興支援

地域経済を活発化し、復興支援を進めるため、取り崩し型の復興基金を創設するなど、総合的な地域経済復興支援策を講じること

4 緊急雇用対策

(1) 被災者受入れ等に係る雇用関連交付金の追加交付・継続実施

被災者の生活を再建し、全国の自治体において被災者の受入れ等を促進するため、被災県及び被災者の受入道県における雇用関連交付金の追加交付を行うこと

また、内定取消等となった新規学卒者や解雇者等に対する雇用の場を確保するための追加交付を行うこと

加えて、平成24年度以降も継続実施すること

(2) 雇用調整助成金及び雇用保険の拡充

休業等により、従業員への雇用維持に努力する事業者を支援する雇用調整助成金の支給割合を拡充するとともに、上限日額を引き上げること

また、雇用保険失業給付について、個別延長給付日数の特例延長日数を更に延長するとともに、災害による影響が広範囲に及ぶことから災害救助法の適用を受けた地域以外においても要件緩和すること

### (3) 被災者雇用開発助成金等の受給要件緩和

被災者雇用開発助成金の対象を、震災の日から同助成金が始まった5月2日までの間の雇い入れに対しても遡及適用するとともに、震災により従業員を解雇した事業主が、事業の再開に伴って元の従業員を雇い入れた場合も、助成金の支給対象とすること

また、雇用保険の失業給付受給者が、震災により解雇された事業所へ再就職した場合も、「再就職手当」の支給対象とすること

### (4) 施設と人件費に対するパッケージ型補助制度の創設

沿岸型の産業振興と雇用創出のため、工場新增設等への施設整備補助と人件費助成のパッケージ支援型国庫補助制度を創設すること

### (5) 職業訓練・能力開発における給付金等の充実

雇用保険を受給できない被災者が生活に不安なく、安心して職業訓練を受講できるよう、訓練・生活支援給付金の枠を十分に確保するとともに、職業能力開発施設の学卒者訓練（専門課程、普通課程）受講者で、被災した者や原子力災害の影響を受けている者については、ハローワークのあっせんがない場合でも訓練・生活支援給付金を受給できる特例措置又は代替措置を講じること

また、被災者が認定職業訓練校で職業訓練を受ける場合及び被災地域において認定職業訓練校が職業訓練を実施する場合には、職業能力開発校設備整備費等補助金の認定職業訓練校への国の補助率を引き上げること

さらに、災害復興のための建設重機等の資格取得など事業主がその雇用者に職業訓練を受けさせた場合に支給されるキャリア形成促進助成金の枠を十分確保するとともに、助成率を引き上げること

併せて、職業能力開発施設の復旧支援措置を平成24年度以降も継続すること

## (6) 被災した新規高卒者雇用に対する助成金制度の創設

大震災の影響により平成24年春の新規高卒者の就職状況は、今春以上に厳しいことが予想されることから、被災地域の新規高卒者の採用を内定した事業主への雇用助成金制度を創設すること

## 5 早期復旧・復興のための支援

### (1) 復興特区の創設

復興を迅速に進めるためには大胆な規制緩和や税制優遇等の特例を認める「復興特区」の創設が急務であることから、国は早急に復興特区の制度設計を行い、地方と協議を行うこと

その際、既存の特区制度のスキームに捉われることなく、国は最小限の範囲の関与とし、地域が主体的に策定した復興計画を速やかに実施できる簡便な手続とすること

### (2) 公共土木施設等の早期復旧

公共土木施設や公営住宅等の早期復旧に向けて、災害復旧事業への国庫補助について、対象条件の緩和、事務手続の簡素化、事業期間の延長、道路等のがれき処理の採択要件の緩和等を行うとともに、国庫補助・負担率の引上げ、地方負担に係る特別の地方債の発行及びその元利償還費に対する交付税措置の充実などの財政措置を講じること

また、庁舎等の公共公用施設に係る災害復旧に要する経費や地方が単独で実施する災害調査等の経費についても、国による財政措置を講じること

さらに、国が実施する道路等の直轄災害復旧事業に係る地方負担に対し、全額国庫で負担を行うなど全面的な財政措置を講じること

なお、被災地から集団で被災地以外の受入自治体に住民が移転し、当該受入自治体において、まちづくりを含めた公共インフラ

等の整備が必要となった場合、当該自治体が、地域の実情に応じ、主体的な判断で実施できるよう、用途制限を撤廃し、柔軟に活用できるようにすること

### **(3) 鉄道等公共交通の早期復旧**

第三セクター鉄道線の早期復旧に向けて、国庫補助率の大幅な引上げ又は新たな支援制度の創設、地方負担に係る地方債の発行及びその元利償還費に対する交付税措置とともに、会社維持のための補てん制度の創設や地方負担に対する交付税措置などの財政措置を講じること

また、JR線についても、復旧に向けた各種支援を行うこと

さらに、被災地域内を運行するバスの維持運営経費やバス事業者の被災施設・車両の復旧経費について、新たな支援制度の創設などの財政措置を講じること

加えて、離島航路についても、航路の支障物除去や船舶の修繕、旅客ターミナルの再建などの復旧経費や今後の航路維持経費について、既存の国庫補助制度の拡充や新たな支援制度の創設などの措置を講じること

### **(4) 防災施設の設計基準等の策定**

東日本大震災による津波等の規模を勘案し、新たなまちづくりの基礎となる防波堤、防潮堤等の防災施設（人工砂丘等による複合的なものを含む。）の設計基準等を策定すること

### **(5) 保健医療・福祉提供体制の早期復旧・復興**

#### **① 医療・社会福祉施設等の早期復旧**

医療施設や社会福祉施設、保健衛生施設等の迅速な災害復旧支援と耐震化の促進、災害復旧に対する国庫支出金交付率の更なる嵩上げ、交付対象の拡大など全面的な支援と財政措置を講じること



また、津波被害に伴う施設の撤去及び移転等については、被災地の実情に応じた弾力的な運用を図ること

## ② 地域医療復興のための基金造成に対する財政措置

新たなまちづくりと一体となった医療提供施設の整備、医療従事者の確保や医療連携体制の構築、非常時でも高度医療・救急医療・透析医療に対応できる災害拠点病院・透析医療機関の機能強化など、中長期的に被災地域の実情に応じた適時適切な復興の取組が可能となるよう、新たな基金造成のための財政措置を講じること

## (6) 文教施設等の早期復旧

文教施設や社会教育施設等の迅速な災害復旧支援と耐震化の促進のための全面的な支援と財政措置を講じるとともに、広範な災害認定と災害復旧事業申請事務手続の簡素化・弾力化を図ること

また、被災した文化財の修復に係る経費について、国庫補助対象額の下限の引き下げなど、補助要件を緩和するとともに、十分な財政措置を講じること

さらに、教育研修施設の復旧等も国庫補助の対象とすること

## (7) 港湾機能施設の早期復旧

港湾管理者が実施するふ頭用地等の港湾機能施設の災害復旧について、公共土木施設と同様の支援と財政措置を講じること

また、湾内及び航路における船舶や自動車、がれき等の支障物の撤去経費に対する財政措置を講じること

## (8) 港湾関連企業の復旧支援

港湾関連企業が所有する栈橋や岸壁及び倉庫や荷役機械などの物流活動を支える施設の復旧や防災機能の向上に対し、補助制度や無利子貸付制度の創設等の支援措置を講じること

### (9) 水道施設等の早期復旧

水道施設、工業用水道施設の災害復旧について、国庫補助交付対象を拡大するとともに、全額国負担となる財政措置を講じること

また、収益が大きく悪化することが予想されることから、国有資産等所在市町村交付金法に基づく市町村交付金、特定多目的ダム法に基づく納付金の支出に対し、財政措置を講じること

### (10) 下水道施設等の早期復旧

下水処理施設等は、住民の衛生環境に重大な影響を及ぼすことから、早期復旧に向けて、対象条件の緩和、事務手続の簡素化、事業期間の延長等の見直しを行うとともに、財政措置を講じること

また、被災者の費用負担を軽減するため、個人が設置した浄化槽に対する災害復旧事業を創設すること

### (11) 農地・農業用施設等の早期復旧

農地・農業用施設や農地海岸保全施設、農業集落排水施設等の農村生活環境施設の早期復旧に向けて、対象条件の緩和、事務手続の簡素化及び事業期間の延長等の弾力化を行うとともに、全額国負担となる財政措置を講じること

特に農業集落排水施設の復旧は、住民の衛生環境に重大な影響を及ぼすことから最優先で支援すること

また、災害調査等の地方が単独で実施する経費についても、同様の財政措置を講じること

### (12) 地方卸売市場の早期復旧

地方卸売市場が地域住民の食生活を支える公共的機能に鑑み、市場機能復旧に対する全面的な支援措置を講じること

### (13) 災害復旧等に要する建設資材の安定供給

積雪寒冷地である北海道・東北地方においては、積雪前の工事完成に向け早期の工事発注・施工に取り組んでいることから、燃料、機械などを含めた建設資材の安定的な供給を図ること

#### (14) 放射線監視施設等の早期復旧

放射線監視施設・原子力防災施設の早期復旧に向け、全面的な支援と財政措置を講じること

#### (15) 復興まちづくり推進のための制度拡充

復興まちづくり推進に向け、住宅などを失った方々の生活再建を円滑に実現できるように、被災市街地復興土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等の大幅な拡充や新たな制度の創設など、全面的な支援と財政措置を講じること

#### (16) 災害復旧事業の弾力的運用

災害復旧は原形復旧が原則であるが、地盤の沈下が著しい地域や津波で破壊された地域では、原形どおりの復旧が難しい地域もあることから、原形復旧だけではなく、他の地域に新設される新市街地での事業や、地盤沈下を考慮した事業に公共土木施設復旧事業費を充当できるようにすること

#### (17) 被災宅地復旧に対する支援の拡充

被災宅地の復旧は、個人負担が原則であるが、被災者の費用負担の軽減を図るため、現行の補助制度の採択要件緩和や補助率のかさ上げ等の特例措置や新たな支援制度の創設など、全面的な支援と財政措置を講じること

## 6 災害廃棄物の処理

### (1) 災害廃棄物処理に対する国の全面的支援

復旧・復興に向けては、市街地や農地、幹線道路、空港、港湾

及び漁場等のがれき等の災害廃棄物の早期処理が喫緊の課題となっており、現在、市町村が保管している一次仮置場から先の処理は、全額国の負担により国直轄で処理するよう制度を整備すること

併せて、災害廃棄物処理費は、国が全額を負担するとの方針が既に示されていることから、市町村負担分をゼロにし事業実施年度に全額を国費で交付するとともに、仮置場の土地購入費及び大企業の事業所の解体費用を補助対象とするなど対象要件の緩和、公共土木施設災害等との一体的運用を含む手続の簡素化・弾力化及び補助率の引上げなど、全面的な支援と財政措置を講じること

加えて、道県が市町村の事務を受託した場合の一般廃棄物処理施設の設置などについて廃棄物の処理及び清掃に関する法律の弾力的運用を図るほか、道県が公共土木施設等の管理者として既に実施し、また、今後実施する災害廃棄物処理については、災害等廃棄物処理事業費補助金と同一内容の国庫支出金を直接道県に交付する制度を創設すること

## (2) 放射性物質汚染廃棄物等の処理体制の整備

放射性物質に汚染された廃棄物（浄水発生土を含む）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象外であり廃棄物処理施設において処理できないことから、国においてその処理、処分のための法制度及び体制を整備し、基準を超えた物の取扱方針を明確に示すこと

また、放射性物質に汚染されたおそれのある災害廃棄物等については、焼却後の最終処分方法が示されておらず、処理施設等で保管されたままとなっていることから、国の責任において早急に安全な処分方法を明示すること

さらに、災害廃棄物に係る放射性物質の検査基準を策定し、当該検査結果をもって処理を行える許容基準の設定を行うこと

なお、処理施設における放射性物質への対応及び検査に要する費用については全額国負担となる財政措置を講じること

### 第3 復旧・復興事業に対する財政措置

今回のような未曾有の大災害に際しては、個々の自治体が対応できる範囲を超えていることから、被災自治体を実施する復旧・復興のための事業（ハード・ソフト）はもとより、被災地以外の自治体を実施する被災者受入れの支援、被災した市町村非常勤職員の公務災害補償等の他、様々な復旧・復興支援に要する経費についても、適切かつ十分な財政措置を講じること

#### 1 円滑な復旧・復興対策のための措置

被災自治体が円滑な復旧・復興対策に取り組むことができるよう、引き続き地方交付税の繰上交付や、本格的な復旧・復興予算を盛り込んだ早期の補正予算編成等の措置を講じること

#### 2 地方財政措置の拡充

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が施行されたところであるが、今回の大震災からの復旧・復興等に要する経費が膨大となっていることを踏まえ、次のとおり地方財政措置の拡充を行うこと

- ① 各種事業に係る国庫補助・負担率のより一層の引上げや対象範囲の拡大、各府省の枠を超えた一括交付金の交付
- ② 地方負担に係る特別の地方債の発行及びその元利償還費に対する交付税措置の充実
- ③ 災害に起因した地方税減収に伴う地方交付税の増額
- ④ 特別立法による復旧・復興に要する地方交付税財源の別枠確保
- ⑤ 減収補てん債の対象税目の緩和
- ⑥ きめ細かな復興支援事業に資する復興基金を創設する際の出えんや無利子貸付に対する措置

また、一括交付金は、被災自治体の裁量で柔軟に活用できるものとし、補助率を引き上げた上で一元化、事務手続の簡素化を図ること

なお、地方財政措置の拡充に当たっては、国と地方の協議の場を十分に活用するなどして地方の意見が適切に反映されるよう配慮すること

### 3 財源の確保

復旧・復興に当たって不足する財源は、国の責任において復興債を発行し、日銀がその役割を十分果たす中で資金調達するといったあらゆる可能性を検討し対処すること

## 第4 全国の自治体からの職員派遣などによる行政機能支援

庁舎の損壊や消失、職員の被災、原子力発電所事故避難指示等による役場の移転、さらには、災害復旧業務の増大等により、行政機能の維持に支障が生じている被災県及び市町村に対して、引き続き、全国の自治体からの職員派遣などの人的支援体制を講じるとともに、当該派遣職員の安全を確保すること

派遣等の人的支援に係る経費については、派遣元自治体の負担分も含めて、国の全面的な財政措置を講じること

また、支所も含めた庁舎、業務に必要な物品や備品等の整備に対して、県も含めて国庫補助の対象とするなど支援措置を講じること

## 第5 特別法等の早期提出と成立

上記の取組に必要な法律等の改正、特別法の制定等について、早期に国会に提出し、成立させること

## Ⅱ 東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害対策

### 第1 速やかな事態の収束

今なお被害が拡大する今回の原子力災害について、国の責任において一刻も早く事態の収束を図ること

併せて、事故の情報とその検証結果を速やかに透明性高く公表すること

### 第2 災害対策を一元的に所管する組織の設置

原子力災害の応急対策、復旧対策、復興対策を一元的に所管する組織を設置すること

### 第3 特別法の制定等による大胆かつ柔軟な対応

原子力政策は国策であることから、長期にわたることが想定される原子力災害からの復興を確かなものとするため、原子力災害による被災地域の再生に関する特別法の制定等により国の全面的な責任において対策を講じること

また、当面の緊急措置として、災害救助法や被災者生活再建支援法、災害復旧事業等の現行制度についても見直しを行い、支援対象と支給金額の大幅な拡充、弾力的な運用、さらには全額国負担となる財政措置を講じること

#### 1 避難先等の確保、避難者受入自治体の支援

国の指示に基づき避難した住民であると自主的に避難した住民であることを問わず、避難先・避難手段の確保、スクリーニングの実施、避難先における安定した避難生活の確保を、国の責任において確実に実施すること

併せて、県境を越えて避難した住民の受入れ自治体への支援体制を、国の責任において整備すること

#### 2 計画的避難区域等における活動・生活支援

計画的避難区域内で活動を継続する事業者や緊急時避難準備区域内で日常生活を送る住民に必要な物資や医療・福祉をはじめとする公共的サービスの確保等を、国の責任において確実に実施すること

### **3 避難先における生活再建支援**

福島県外を含め、避難先における住民の多様な要請に応え生活の質の向上が図られるよう、教育・雇用・医療・住宅等の確保を、国の責任において確実に実施すること

とりわけ、警戒区域や計画的避難区域、緊急時避難準備区域の設定などにより、法令上雇用主の事業活動が制限される場合、雇用調整助成金の支給対象とするなど、雇用を維持するための特例措置を講じること

### **4 避難区域における自治体機能の復旧支援**

避難指示区域等の設定により機能の一時的な移転を余儀なくされた自治体における住民の安否情報の収集、避難住民の生活再建支援等住民に必要な自治体機能の復旧を円滑に進めるため、中長期にわたる職員派遣など人的支援体制の整備等を、人員確保も含め、国の責任において確実に実施すること

### **5 風評被害の防止**

農林水産物、加工食品や工業製品、観光・サービス、貿易等に関して国内外に生じている広範な風評の払拭を、確実に実現するとともに、輸出製品等に対する諸外国の規制措置に対応し、取引の円滑化を図るため、放射性物質の検査体制を構築するなど国が責任を持った対応をすること

また、外国の政府・航空会社・船会社等に対して、随時、正確な情報の発信を行うとともに、海外からの誘客促進につなげる取り組みを行うこと



## 6 安全・安心の確保

原子力災害の影響は、広範囲に及んでいることから、国民の安全・安心の確保を図るため、国の責任において、福島県内はもとより他の自治体においても、環境放射線モニタリング及び食品等の放射性物質検査・監視体制を整備・強化し、その測定結果・評価結果を国内外へ速やかに公表するとともに、福島第一原発を中心にした緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）の予測範囲を福島県隣県まで拡大し、定期的な情報提供、さらには原子力災害、放射性物質による汚染、健康影響に関する全ての情報を速やかに公開すること

また、児童生徒等が学校等において受ける線量の具体的低減策など、住民が受ける年間積算線量低減のための対策指針を早急に策定するとともに、福島県と同等の放射性物質による汚染が認められる地域住民の健康調査を国の責任において実施し、加えて、それらの地域において原子力災害から子どもをはじめとする住民の健康を確保する事業等を中長期的に実施するための健康基金（仮称）を創設すること

さらに、汚染された農林水産物の廃棄と土壌等からの放射性物質除去についても国の責任において万全の対応を実施するとともに、国内外の英知を結集し、様々な知見に耳を傾け、農林水産物等に対する放射性物質の濃度に関する規制値が、国際的に信用されるよう、現在の暫定規制値を可能な限り早急に見直した上で、国民の誤解を招くことのないよう適切で正確な情報発信を積極的に行うこと

なお、肥料・土壌改良資材・培土の暫定許容値が設定される中、肥料等の安全性を確保するため、製造業者に対して放射性セシウムの検査等を義務付けるとともに、流通に当たっては、その結果等を証明する書類を添付させるなど、国の責任において、安全な肥料等の流通に万全を期すこと

また、放射性物質に汚染された災害廃棄物や浄水発生土、下水汚泥、側溝土砂等の処理については、取扱いの基準や再資源化に

関する安全基準の明確化を図り、焼却施設や最終処分場周辺の住民をはじめとした国民の理解を得るための説明責任を果たすとともに、一時保管場所あるいは最終処分の場所を確保すること

## 7 牛肉の安全確保対策と畜産農家等への対応

安全・安心な牛肉の流通体制を構築するため、国の責任において、牛肉、稲わらを始めとする流通飼料、堆肥等の安全性の確保に必要な放射性物質の検査体制を構築するとともに、流通に当たっては、その結果等を証明する書類を添付するなど、安全な牛肉・飼料等の流通に万全を期すこと

また、出荷制限により出荷が困難となる牛はもとより、放射性物質に汚染された稲わらが給与され、出荷自粛した牛についても全頭買い上げるほか、全頭検査体制が構築されるまでの出荷遅延に伴う掛かり増し経費や、枝肉価格や子牛価格の低下による損失に対して、全額補てんするとともに、経済的に影響を受けた畜産経営等の維持・継続に必要な運転資金を融通するため、無利子・無担保・無保証の融資制度を創設すること

併せて、放射性物質に汚染されたおそれのある稲わらや飼料、畜産用敷料、家畜ふん尿及び堆肥等の管理・処分方法について、早急に明確な方針を示すとともに、処分経費に対する支援策を講じ、安全な稲わらや牧草などの粗飼料確保のため、全国的な調整や代替飼料のあっせんなどを行うこと

## 8 損害賠償及び被災対策経費の国負担

原子力災害に伴い、水道水や農産物・畜産物・水産物等の摂取制限、出荷制限、作付制限による損害、さらには農林水産業や食品加工業をはじめとした製造業全般、観光業、貿易産業、リサイクル産業等における風評被害を含む営業損害、精神的損害、従業員の就業不能等に伴う損害など、広範な分野・領域で長期にわたる損害が生じている。こうした損害の範囲を幅広くとらえ、実態に見合った迅速かつ十分な賠償等を、特別法の制定等を視野に入

れながら、国が全責任を持って最後まで確実に行うとともに、仮払いを含む賠償等の時期や対象等を明確にした工程を示すこと

また、校庭・園庭等の放射線量の低減や校舎・園舎の環境改善等に要する経費、国の要請により、又は、地方自治体が独自に実施する放射性物質検査やその他放射線対策に要する経費及び損害賠償手続を進める各県の損害賠償対策協議会等の活動に要する経費（弁護士費用を含む）について、既に対応した経費も含め、全額国負担となる財政措置を講じること

さらに、原子力災害に伴う申告・納付等の期限の延長の長期化等による地方税の減収などに対して、その全額が補てんされるよう財源措置を講じること

## 9 被災者の生活再建支援

原子力災害被災者に対して十分な生活支援ができるよう、地震・津波被災者と同様の生活支援金を支給するための特別法を制定するとともに、その支援金については、全額国負担となる財政措置を講じること

### Ⅲ 震災を教訓とした防災体制の再構築

#### 第1 災害対策の強化

##### 1 地震活動の長期評価と防災計画の早急な見直し

政府の地震調査委員会が行う「地震活動の長期評価」の日本海東縁部を含めた見直しと、大震災の被害状況等の適切な分析評価に基づく津波対策等の防災計画の見直しを早急に実施すること

##### 2 総合的な防災まちづくりに対する支援

甚大で広範囲な津波被害を踏まえた防潮堤等の防災施設や避難路等のハード整備及び迅速な避難を可能にするソフト施策を組み合わせた総合的なまちづくりに対し、全面的な支援と財政措置を講じること

また、災害発生時の通信を確保するため、市町村防災行政無線の導入・更新等に対する財政措置を拡充すること

##### 3 防災施設の設計基準等の策定《I第2-5(4)再掲》

東日本大震災による津波等の規模を勘案し、新たなまちづくりの基礎となる防波堤、防潮堤等の防災施設（人工砂丘等による複合的なものを含む。）の設計基準等を策定すること

##### 4 燃料の備蓄供給拠点に対する財政措置の拡充

石油製品を扱うサービスステーション(S S)は、災害等緊急時にライフラインとして極めて重要な役割を担っていることから、緊急防災用燃料貯蔵用施設の整備のための補助率の引上げなど財政措置の拡充を図ること

##### 5 燃料備蓄・供給機能の補完体制の整備

国家備蓄や民間備蓄における備蓄量（原油・製品）について、所在地ごとに的確な情報提供を行うとともに、津波による被害を

想定した太平洋側と日本海側相互の備蓄・供給機能の補完体制の整備を図ること

## 6 消防救急無線デジタル化の移行期限延長と財政措置

消防救急無線のデジタル化の移行期限の延長と無線のデジタル化に係る市町村負担の大幅な軽減のための財政措置を講じること

## 7 避難所の防災機能強化に対する財政措置

中・長期間にわたる停電や災害においても防災機能が維持できるよう、避難所の非常用電源設備や備蓄倉庫、情報通信設備などの整備に対する十分な財政措置を講じること

## 8 迅速に政府備蓄米を供給する仕組みの構築

政府備蓄米には、災害支援用の米穀として供給する仕組みがあるにも関わらず、この度の震災においては活用されなかったことから、迅速かつ機動的な運用により、被災地等へ供給できる仕組みを構築すること

# 第2 電力供給の安定化

## 1 やむを得ず計画停電を行う場合の住民生活等への配慮

計画停電については不実施が原則とされているが、万一のときのセーフティネットとしてやむを得ず計画停電を実施する場合には、住民生活や企業の生産活動への影響に配慮するとともに、医療機関や社会福祉施設等のほか、物流拠点となる鉄道、空港・港湾や重要なライフラインである上下水道、し尿、ごみ処理施設については、計画停電の対象から除外するとともに、住民・企業に対して十分に余裕を持った日程で情報を提供すること

また、企業によっては、短期間の停電でも相当時間の活動停止を余儀なくされる場合があることから、地域の産業界や雇用に大き

な影響を及ぼさないように配慮した計画停電を行うとともに、将来的に安定した電力供給を図ること

## 2 電力不足に対する緊急的かつ抜本的な対策

今回の大震災により東日本の広範囲において電力の供給力が不足しており、住民の生活不安の増大や産業拠点の移転による空洞化など今後の社会経済活動に深刻な影響が生じつつある。

このため、住民生活や企業活動に必要な電力を確保できるよう、休廃止している発電所の復旧・立ち上げや緊急設置電源の新設、現在計画が進んでいながら着工にいたっていない発電所の建設を進めるとともに、風力、太陽光、地熱などの新・再生可能エネルギーの導入や既存のダム建設計画と一体となった水力発電所の整備を促進すること

以上の電力確保については、国が達成までの道筋を示し、強力な支援策を講じるなどの主導的な役割を果たすこと

## 第3 災害に強い社会資本の整備推進

### 1 広域的にバランスの取れた公共インフラ整備・機能強化

今回の大震災において、北海道や日本海側の港湾が、甚大な被害を受けた太平洋側の港湾の代替機能を担い、復興支援や東北地方の生活・経済活動の維持のために重要な役割を果たしている。

この状況を踏まえ、人の往来やモノの流通にとって重要な機能を担う空港、港湾、高速道路及び鉄道については、被災地の復興のみならず、国として公共インフラの代替・補完体制の確保が極めて重要であるとの観点に立ち、北海道・東北地域の持続的な発展に向けて、太平洋側と日本海側など各地域が相互に補完し合う広域的にバランスの取れた整備と機能強化を早急に推進すること

### 2 災害に強い道路ネットワークの整備推進

今回の大震災において、高規格幹線道路、地域高規格道路及び主要な国道は、被災地周辺では津波襲来時の避難道路やその後の緊急物資の輸送道路として、また、日本海側では被災地向け燃料油等の輸送ルートとしてまさに「命の道」としての役割を發揮した。

さらに、原子力施設が集積する地域においては、住民の避難や緊急事態に必要な資機材の輸送などの被害拡大防止に果たす役割も大きい。

しかしながら、北海道・東北地域の高規格幹線道路等のネットワークは、不連続区間（ミッシングリンク）が多数存在し、その機能を十分に發揮できない状況にあることから、高規格幹線道路の早期全線開通はもとより、災害発生時の代替路の整備など、防災体制の構築や安全・安心な地域社会の形成のため、災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること

### **3 幹線鉄道等相互補完のための機能強化の推進**

今回の大震災において、日本海側の幹線鉄道等は、長期にわたる運休を余儀なくされた太平洋側の幹線鉄道に代わり、東北地域と首都圏との間の旅客の移動手段や被災地向け物資の補給路となるなど、被災幹線鉄道の代替補完機能を發揮した。

この度の大震災を教訓とし、太平洋側と日本海側との幹線交通ネットワークの相互補完性を強化するため、太平洋側の鉄道の復旧と併せ、日本海側幹線鉄道的高速化や安全・安定輸送等の機能強化とともに、日本海側と太平洋側を横断的に結ぶ旅客や物資輸送のルートの確保と接続性の改善を図ること

## **4 耐震性の強化促進**

### **(1) 物流拠点としての空港・港湾**

被災直後の物資輸送を円滑かつ確実に実施するため、耐震性の強化を図ること

## **(2) 文教・社会教育施設等**

文教施設や社会教育施設等の耐震化を早急に進めるための十分な財政措置を講じること

また、公立小・中学校に比べて国からの支援が十分なものとなっていない私立学校施設の耐震化についても、早急に取り組む必要があることから、公立小・中学校と同様の措置を講じること

## **(3) 社会福祉施設等**

老人福祉施設、障がい者（児）施設及び児童福祉施設（保育所、放課後児童クラブ室等を含む）などの社会福祉施設等の耐震化を進めるための十分な財政措置を講じること

## **(4) 避難所等公的施設**

災害時に住民の避難所や情報収集・指揮命令の拠点となる公的施設の耐震補強及び改築に対する支援制度を創設すること

## **(5) 水道施設及び工業用水道施設**

地震発生時の被害を軽減するため、水道施設及び工業用水道施設の耐震化を早急に進めるための十分な財政措置を講じること

## **(6) 民間住宅**

地震発生時の被害を軽減するため、民間住宅の耐震化を促進する施策の充実を図ること

## **5 災害に強い医療・福祉施設の整備、流通備蓄拠点の連携等**

今回の大震災において、突発かつ長時間の停電、長期の断水により人工呼吸器、人工透析器等の稼働や入院・入所者の安全確保に支障が生じたこと、被災地の施設との通信が一時的に不能とな



ったこと及び道路網の寸断等により医薬品、医療材料及び燃料、水等の確保が困難であったこと等適切な保健・医療・福祉サービスの提供体制における課題が顕在化したことから、こうした反省を踏まえ、災害拠点病院をはじめとした医療・福祉施設における災害用設備等整備（建物の耐震化、自家発電装置等の設置、通信機器の確保等）に対する財政措置を講じるとともに、配送燃料、給水の確保策を前提とした複数の流通備蓄拠点の連携による医薬品、医療材料等の確保体制を構築すること

## 6 災害時における情報通信の確保

今回の大震災において、巨大地震と大津波による通信設備の物理的な破壊、大規模な停電と蓄電池や発電機燃料の枯渇による電力の払底、情報量の集中による輻輳と通信規制等に起因する電話の不通やメールの遅延など大規模な通信障害が発生し、迅速な避難行動や安否確認に甚大な支障を来した。

こうしたことから、携帯電話やインターネットなどの通信インフラの公共性や、治安・防災等の緊急通信等の重要性を踏まえ、大規模災害等緊急時における情報通信の確保のために電気通信事業者が行う通信システムの強化対策に対し、国による技術支援や助言などの適切な支援を一層充実すること